　検討の結果、「候補地①－１（今帰仁小周辺：今帰仁幼稚園跡地及び隣接地）」を認定こども園の最有力候補地（案）として選定していくものとする。

＜Ｓｔｅｐ２：民設民営保育所整備の候補地選定＞

　民設民営保育所整備の候補地は、「整備の可能性・容易性」「子どもにとっての環境面」の視点で選定を行う。

前述の検討結果より、村域西側に立地する「候補地②―２（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」と村域東側に立地する「候補地③―２（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」を最有力候補地（案）として選定していくものとする。

＜Ｓｔｅｐ３：各種会議意見を踏まえた検討・調整＞

上述した認定こども園の最有力候補地（案）及び民設民営保育所整備の候補地（案）について、子ども・子育て会議幼保連携部会や策定委員会、現場職員による学習会より寄せられた意見を勘案し、検討・調整を行った。

調整結果は以下の通りであり、この案を基に、用地の確保や施設計画の検討、公募手続き等を図っていくものとする。

○認定こども園：

⇒「候補地①－１（今帰仁小周辺：今帰仁幼稚園跡地及び隣接地）」をベースとしつつ、園庭の充実等を図るため可能な限り敷地を広く確保していくものとする。

○民設民営保育所：

⇒村域東側については、「候補地③―２（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」として園庭の充実等を図るため可能な限り隣接地に敷地を広く確保し、公募を行っていくものとする。

⇒村域西側については、上述した「候補地②―２（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」に加え、自然環境に恵まれた「候補地②―１（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」についても候補地とし、公募を行った上で事業者側が選択を行うものとする。

　※ただし、「候補地②―１（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」については、現幼稚園の仮移転が必要となり、仮設園舎の整備が必要となるが、仮移転に係る費用の他、進入路の拡幅や歩道設置等の費用及び職員駐車場等の確保については事業者負担としていくものとする。